

# 指定混合肥料の手引き

山形県農林水産部

令和4年3月

【問合せ】農業技術環境課 生産環境担当  
山形県山形市松波二丁目8番1号

Tel : 023-630-2481 Fax : 023-630-2456

## 目 次

I	指定混合肥料について	1
II	指定混合肥料の生産の届出と提出書類	2
III	保証分量又は主要な成分の含有量について	4
IV	保証票の記載について	6
V	指定混合肥料生産時の遵守事項	8

### 届出様式等

1	指定混合肥料生産業者届出書	9
2	指定混合肥料生産業者届出事項変更届出	12
3	指定混合肥料生産業者廃止届出書	13
4	指定混合肥料生産工程概要図	14
5	生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書	15
6	委託による肥料の生産に関する届出書	16

# I 指定混合肥料について

令和2年度の法改正により、届出制の特殊肥料と登録制の普通肥料とを配合する肥料、及び肥料と土壌改良資材を配合する肥料の生産が可能となりました。これらの肥料と併せて、原料の配合に伴い造粒等の単純な加工を行う肥料について、まとめて「指定混合肥料」と定義し、届出制による生産が認められ、配合肥料の生産の自由度が高くなりました。

## 1 指定混合肥料の種類

指定混合肥料とは、専ら登録を受けた普通肥料又は届出をした特殊肥料等が原料として配合される肥料であって、下記のように分類されます。

- ・普通肥料＋普通肥料（単純配合、水造粒）……………指定配合肥料
  - ・普通肥料＋普通肥料（水以外の材料を使用する造粒）……指定化成肥料
  - ・普通肥料＋特殊肥料……………特殊肥料入り指定混合肥料
  - ・普通肥料＋土壌改良資材
  - ・特殊肥料＋土壌改良資材 ……………
  - ・普通肥料＋特殊肥料＋土壌改良資材
- 〔土壌改良資材入り〕  
指定混合肥料

## 2 配合する原料の制限

(1) 指定混合肥料（指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料。以下同じ。）に、以下の原料は使用できません。

- ・事故肥料
- ・肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料
- ・硝酸化成抑制材<sup>※1</sup>が使用された普通肥料
- ・牛、めん羊または山羊由来の原料を原料とした肥料（管理措置をしていないもの）
- ・汚泥肥料、農林水産大臣が指定する特殊肥料

※1 農林水産大臣が指定するもの（1-アミジノ-2-チオウレア、4-アミノ-N-(1,3-チアゾール-2-イル)ベンゼンスルホンアミド、N-(2,5-ジクロロフェニル)サクシナミド酸、ジシアンジアミド）を除く

(2) 指定混合肥料に、以下の原料は、条件を満たせば使用できます。

- ・液状の肥料を原料とする配合
- ・石灰質肥料、けい酸質肥料、又は石灰由来特殊肥料と酸性・中性の肥料との配合（配合等に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすもの）

## II 指定混合肥料の生産の届出と提出書類

### 1 指定混合肥料の生産・輸入にあたって

指定混合肥料の生産業者、またはその輸入業者は、農林水産大臣、または都道府県知事に届出を行う必要があります。このうち、山形県知事に届出を行う指定混合肥料は、次の項目に該当するものです。

- ① 山形県内の肥料生産工場で生産する指定混合肥料であり、都道府県知事の登録又は都道府県知事への届出を行っている肥料のみを原料とする場合、または、これらに土壤改良資材を混合した場合。
- ② 農業協同組合等が山形県内の事業場で指定混合肥料を生産する場合。

- ・ 同じ指定混合肥料であっても、山形県外で生産する場合は、肥料生産工場が所在する都道府県知事ごとに届け出が必要です。
- ・ 指定混合肥料を輸入する場合は、全て農林水産大臣へ届け出ることとなります。

#### < 指定混合肥料の届出先 >

	使用原料等	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定配合肥料	普通肥料+普通肥料 (単純配合、水造粒)	法第4条第1項第1、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 例：尿素、過石、化成肥料等 ※国登録肥料	農林水産大臣 (東北農政局)
		それ以外の場合 例：有機質肥料、石灰質肥料 ※県登録肥料	山形県知事
指定化成肥料	普通肥料+普通肥料 (水以外の材料を使用する造粒)	法第4条第1項第1、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 例：尿素、過石、化成肥料等 ※国登録肥料	農林水産大臣 (東北農政局)
		それ以外の場合 例：有機質肥料、石灰質肥料 ※県登録肥料	山形県知事
特殊肥料入り 指定混合肥料	普通肥料+特殊肥料	法第4条第1項第1～3号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 例：尿素、過石、化成肥料等 ※国登録肥料	農林水産大臣 (東北農政局)
		それ以外の場合 例：有機質肥料、石灰質肥料 ※県登録肥料	山形県知事
土壤改良資材入り 指定混合肥料	普通肥料+土壤改良資材	法第4条第1項第1～3号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 例：尿素、過石、化成肥料等 ※国登録肥料	農林水産大臣 (東北農政局)
	普通肥料+特殊肥料 +土壤改良資材	それ以外の場合 例：有機質肥料、石灰質肥料 ※県登録肥料	山形県知事
	特殊肥料+土壤改良資材		山形県知事

## 2 生産の届出と提出書類

### (1) 提出書類

提出書類		備考
1	指定混合肥料生産（輸入）業者届出書	p 9～11 参照
2	添付書類	
	①生産工程の概要及び原材料の使用割合 ②保証成分量 ③指定混合肥料に付す生産業者保証票 ④使用原料の保証票又は登録証の写し	p14 参照 p 4 参照 p 6～7 参照
	⑤ (法人の場合) 登記事項証明書等	「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 ※原本の写し可
	(個人の場合) 本人確認書類	住民票や運転免許証等 ※原本の写し可 法人格のない任意組織（生産組合等）は、代表者が個人として提出
	⑥その他*	生産設備の貸借に係る書類、委託生産に係る書類等

※必要に応じて提出をお願いする場合があります。

(2) 提出期限 事業を開始する 1週間前まで

(3) 提出先 山形県農林水産部農業技術環境課 生産環境担当

## 3 届出事項の変更（廃止）の届出

以下のような変更（廃止）が生じてから 2週間以内に届出が必要です。（届出様式は p12 参照）

### (1) 代表者の変更等

#### ① 法人の場合

「変更届出書」と変更後の「登記事項証明書等」を提出してください。

#### ② 法人格のない任意組織の場合

「廃止届出書」を提出し、新たな代表者名の「開始届出書」と「本人確認書類」を提出してください。

#### ③ 個人から法人又は任意組織になった場合

個人として「廃止届出書」を提出し、新規に「開始届出書」と「登記事項証明書等」（法人の場合）又は「本人確認書類」（任意組織）を提出してください。

### (2) 住所（届出人、生産する事業場、保管する施設）の変更

「変更届出書」を提出してください。

### (3) 生産工程や原材料、肥料の名称の変更

「変更届出書」を提出してください。

※大幅な変更の場合は、新規の肥料として届出の提出が必要になる場合があります。

### Ⅲ 保証成分量又は主成分の含有量について

#### 1 指定配合肥料について

原料として使用した普通肥料の保証成分量と配合割合から算出した値（設計成分量）の80%（当該値が5未満の場合にはの50%以上）を下限に、主成分ごとに以下の①から③までのいずれか1つの値を上限に定めます。なお、「品質が低下するおそれがないものとする要件を満たすことで生産が可能となる指定配合肥料」に当たっては、必ず③を上限として定めるものとし、当該指定配合肥料のロットごとに成分量を分析する必要があります。

①設計成分量

②原料として使用した普通肥料の主成分の分析値に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値<sup>※1</sup>

③指定配合肥料の主成分の分析値<sup>※2</sup>

※1 当該原料のロットごとに成分量の分析が必要です。

※2 当該肥料のロットごとに成分量の分析が必要です。

#### 2 指定化成肥料について

設計成分量の80%（当該値が5未満の場合にはの50%以上）を下限とし、指定化成肥料の分析値を上限として定めます。指定化成肥料の生産に当たっては、当該肥料のロットごとに成分量を分析する必要があります。

上記1、2の指定配合肥料及び指定化成肥料については下記表の量に満たない場合は当該主成分を保証してはいけません。また、当該端数を切り捨てなければいけません。

<指定配合肥料及び指定化成肥料の保証成分量と端数の下限>

主成分	保証成分量の下限 (%)		端数の切り捨て (%)	
	一般	家庭園芸用	一般	家庭園芸用
窒素、りん酸、加里	1	0.1	0.1	0.01
有効苦土	1	0.01	0.1	0.001
アルカリ分、有効けい素	5	5	0.1	0.1
有効マンガン	0.1	0.001	0.01	0.0001
有効ほう素	0.05	0.001	0.01	0.0001

### 3 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料について

原料として使用した普通肥料において保証された主成分は、主成分として全て記載するものとします。当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを記載することができます。ただし、下記表の量に満たない場合は、当該主成分を保証してはいけません。

また、特殊肥料等入り指定混合肥料や土壌改良資材入り指定混合肥料の主成分の含有量は、当該指定混合肥料の分析値を元に記載します。

<特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の保証成分量の下限>

主成分	保証成分量の下限 (%)	
	一般	家庭園芸用
窒素、りん酸、加里	1	0.1
有効苦土	1	0.01
アルカリ分、有効けい素	5	5
有効マンガン	0.1	0.001
有効ほう素	0.05	0.001

## IV 保証票の記載について

### 1 保証票の表示方法

#### ○文字・数字の大きさ

- ・保証票には、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を使用します。ただし、肥料の正味重量が 6 kg 以下の場合、保証票の文字数及び数字の大きさは適宜とします。

#### ○縫い付け部

- ・保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部 2 cm の部分にはつけなくてもかまいません。

#### ○原料・材料の記載

- ・原料の種類記載は農林水産大臣の指定する普通肥料に限ります。
- ・材料の種類、名称および使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が用いられた普通肥料に限ります。

#### ○字句、記載箇所の変更

- ・「材料の種類、名称及び使用量」は、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができます。
- ・「原料の種類」、「材料の種類、名称及び使用量」をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この箇所に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。
- ・「生産した年月」、「生産した事業場の名称及び所在地」をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「肥料の名称」の上部に記載するか、この箇所に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。

#### ○荷口番号・出荷年月の記載

- ・荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとします。

#### ○特殊肥料等入り指定混合肥料と土壌改良資材入り指定混合肥料の成分含量

- ・「特殊肥料入り指定混合肥料」と「土壌改良資材入り指定混合肥料」の主成分の含有量については生産した事業場における平均的な測定値を記載でき、その旨を併せて記載します。

## 2 保証票の表示例

指定配合肥料の場合

○
指 定 配 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

指定化成肥料の場合

○
指 定 化 成 肥 料 生 産 業 者 保 証 票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

○
特 殊 肥 料 等 入 り 指 定 混 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主成分の含有量

土壌改良資材入り指定混合肥料

○
土 壌 改 良 資 材 入 り 指 定 混 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主成分の含有量

## VI 指定混合肥料生産時の遵守事項

### ○変更・廃止に係る届出（法第 16 条第 3 項）

届出事項に変更が生じた、あるいは生産事業を廃止した場合は、事案が生じてから2週間以内に、「指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書」（変更に関して）あるいは「指定混合肥料生産事業廃止届出書」（廃止に関して）を届出してください。

### ○指定混合肥料の表示基準（法第 17 条、法第 20 条）

前頁までの表示例を参考に、生産する肥料の種類に応じた適切な表示を行ってください。

### ○異物混入の禁止（法第 25 条）

品質が低下するような異物を混入してはいけません。

### ○虚偽の宣伝等の禁止（法第 26 条）

主成分の含有量、効果、原料、又は生産の方法に関して虚偽の宣伝をしたり、誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません。

### ○帳簿の備付（法第 27 条）

肥料を購入・生産・販売等したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び販売先の氏名又は名称を記載するとともに、2年間保存しなければいけません。

### ○肥料生産数量の報告（山形県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第 8 条）

県からの通知に基づき、所定の様式により、肥料の銘柄ごとに年間生産量（1月～12月）を報告してください。

### ○立入検査等の実施（法第 30 条）

肥料の品質の確保等に関する法律の適正な実施のため、国や都道府県は検査員に対し、肥料の生産事業者に立ち入り、帳簿等の書類の検査や分析用肥料の収去を実施させることができます。

山形県でも肥料の立入検査を毎年実施しております。  
生産規模に関わらず、生産事業者全てが検査対象です。  
検査対象となった場合にはご協力をお願いします。

# 指定混合肥料生産業者届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

## 記

### 1 氏名及び住所

住 所：

名称及び氏名：

電話番号：

FAX番号：

### 2 肥料の名称

### 3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

### 4 生産する事業場の名称及び所在地

### 5 保管する施設の所在地

※この欄は記入しないでください

行政庁記入欄	
受理印	
届出 番号	指定混合肥料生産業者 山形県第 号

令和3年4月30日

山形県知事 殿

住 所 〒990-8570  
山形市松波二丁目8番1号  
氏 名 山形 太郎

法人にあっては、その名称、代表者の氏名を記入します。

押印は不要です。

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
名称及び氏名：山形 太郎  
電話番号：023-630-2461  
FAX番号：023-630-3257

法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入します。

2 肥料の名称

山形混合パワー

別紙より、該当する肥料を選択してください。

3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別  
特殊肥料入り指定混合肥料

4 生産する事業場の名称及び所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

5 保管する施設の所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、その旨を県知事に届出なければなりません。また、事業を廃止したときも同様とします。

別紙

肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる  
普通肥料

配合する肥料等	指定混合肥料の名称
普通肥料＋普通肥料（単純配合、水造粒）	指定配合肥料
普通肥料＋普通肥料（水以外の材料を使用する造粒）	指定化成肥料
普通肥料＋特殊肥料	特殊肥料等入り指定混合肥料
普通肥料＋土壤改良資材	土壤改良資材入り指定混合肥料
特殊肥料＋土壤改良資材	
普通肥料＋特殊肥料＋土壤改良資材	

↑  
該当する肥料を選択してください

# 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名  
(名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX 番号

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項 (肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 2 項) の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

## 記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

# 指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項 (肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 2 項) の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた指定混合肥料の名称

## 特殊肥料生産工程概要図



※原料の使用割合並びに生産工程、必要に応じて化学反応の概要を記載してください。

※原料については普通肥料、特殊肥料、土壌改良資材のうちいずれに該当するかを記載してください。

## 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名  
(名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX 番号

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり、〇〇所有の〇〇工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、下記により肥料を生産することで、届出の提出に併せて提出します。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

### 記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間  
( 年 月～ 年 月)
4. 生産の管理責任者

備考 1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。

2. 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。

3. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。

4. 記の4については役職名等も記載する。

## 委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名  
(名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX 番号

今般、別添委託生産契約書のとおり、〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、届出の提出に併せて提出します。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合は速やかに報告することとします。

### 記

1. 委託生産を予定している手続
  - 法第4条第1項又は第3項の規定に基づく普通肥料登録の申請
  - 法第13条第1項の規定に基づく普通肥料登録事項変更の申請
  - 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく指定混合肥料の届出
  - 法第16条の2第3項の規定に基づく指定混合肥料届出事項変更の届出
  - 法第22条の第1項の規定に基づく特殊肥料の届出
  - 法第22条の第2項の規定に基づく特殊肥料の届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類
4. 委託生産に係る契約期間  
( 年 月～ 年 月)

備考 1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。

2. 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。
3. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
4. 記の4については役職名等も記載する。